

2022年10月12日 (Vol.13)

改正電気通信事業法に基づく利用者情報の取扱いと実務対応
—改正省令案を踏まえて—

I. はじめに

II. 改正法成立後の状況

III. 大規模な事業者が取得する

利用者情報に関する適正取扱い

IV. 利用者情報送信に係る確認の機会の付与

V. その他の改正事項

森・濱田松本法律事務所

弁護士 林 浩美

TEL. 03 5220 1811

hiromi.hayashi@mhm-global.com

弁護士 岡田 淳

TEL. 03 5220 1821

atsushi.okada@mhm-global.com

弁護士 田中 浩之

TEL. 03 6266 8597

hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

弁護士 蔦 大輔

TEL. 03 6266 8769

daisuke.tsuta@mhm-global.com

弁護士 伊奈 拓哉

TEL. 03 5293 4899

takuya.ina@mhm-global.com

I. はじめに

2022年6月13日に、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第86号。以下「改正法」といい、改正法により改正される電気通信事業法を以下「法」といいます。)が成立し、その公布日(同年6月17日)から1年以内に施行されることとなりました¹。

改正法では、①一部の大規模な電気通信事業者に対して、特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けるとともに(下記III.で詳述)、②電気通信事業者等が利用者情報を外部に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与することを義務付ける規律が設けられます(下記IV.で詳述)。これらの規律に関しては、対象事業者の範囲等、総務省令に委ねられた部分が多くありましたが、今般(2022年9月26日)、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案(以下「改正省令案」といいます。)が公表され、パブリックコメントの募集が開始されました²。

本レターでは、公表された改正省令案の内容も踏まえ、広範な事業者が対象となり得る②の規律を中心に、改正法における利用者の情報に関する規律について解説します。また、末尾でその他の改正事項についても概要を紹介します。

¹ 改正法に関し、改正法案段階(国会審議中)にその主たる改正事項をまとめたデータ・セキュリティ NEWSLETTER 2022年3月23日(Vol.11)「電気通信事業法改正法案—利用者情報に関する規律を中心に—」もご参照ください。

² https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000462.html

データ・セキュリティ NEWSLETTER

II. 改正法成立後の状況

改正法成立後、①特定利用者情報に関する規律については、総務省の電気通信事業ガバナンス検討会「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」において検討が進められ³、令和4年9月12日には、「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ」が公表されました。

②利用者情報外部送信に関する規律については、総務省のプラットフォームサービスに関する研究会「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」において検討が進められ⁴、第19回（令和4年9月7日）のワーキンググループの資料として、総務省令案が公開されました。

III. 大規模な事業者が取得する利用者情報に関する適正取扱い

改正法では、一部の大規模な電気通信事業者について、「特定利用者情報」の適正な取扱いを求める規律が新設されます。以下のとおり、対象事業者は限定的であるため、本レターでは簡潔な解説に留めます。

まず、「特定利用者情報」とは、利用者に関する情報のうち、⑦通信の秘密に該当する情報、④契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の情報であってデータベース等を構成する情報（改正省令案22条の2の21参照）をいいます。

次に、義務の対象となる電気通信事業者（以下「対象事業者」といいます。）は、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるサービスを提供する電気通信事業者⁵のうち、告示によって個別に指定される事業者です（法27条の5、改正省令案22条の2の19）。改正省令案によれば、ここにいう利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスとは、前年度における月間のサービス提供を受けた利用者の数の平均が、以下に掲げる人数以上であることとされています（改正省令案22条の2の20）。これに該当するのは一部の大規模なサービスに限定されると考えられ、この中から特定の事業者が告示によって個別に指定されることとなります。

- | |
|--|
| (i) サービス提供の開始時において無料のサービスについては、1,000万人 |
| (ii) サービス提供の開始時において有料のサービスについては、500万人 |

個別に指定された対象事業者は、①「情報取扱規程」の策定と総務大臣への届出（法27条の6）、②「情報取扱方針」の策定と公表（法27条の8）、③特定利用者情報の取扱状況に係る評価（毎事業年度の実施）（法27条の9）、④特定利用者情報統括管理者の選任と総務大臣への届出（法27条の10）等が義務付けられ、改正省令案ではその詳細が定められています。

³ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/sd_governance/index.html

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html

⁵ 電気通信事業法に基づき、電気通信事業を営むことについて、登録を受け又は届出を行った事業者をいいます（法2条5号）。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

IV. 利用者情報送信に係る確認の機会の付与

1. 改正省令案を踏まえた規律の適用対象

改正法では、電気通信事業者等（ウェブサイトの運営者やアプリの提供事業者等）が端末に保存されている利用者情報（閲覧履歴、システムログ、Cookie等）を外部に送信させようとする場合に、利用者に確認の機会を付与することを義務付ける規律が新設されます。以下太字のとおり、対象のサービスや求められる利用者への通知・公表の内容等、省令に詳細が委ねられていましたのでその部分を中心に規律の内容を解説します。

まず、対象となる電気通信事業者等は、登録・届出を行っている電気通信事業者に加え、第3号事業⁶を営む者のうち利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして**総務省令で定めるサービス**を提供する事業者とされています（法27条の12）。改正省令案では、以下のサービスのうち、ブラウザその他のアプリケーションを通じて提供されるものが対象とされています（改正省令案22条の2の27）。

- ①利用者間のメッセージ媒介等
- ②SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
- ③オンライン検索サービス
- ④各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）

上記Ⅲ.の特定利用者情報に関する規律と異なり、対象サービスについて、利用者数が要件となっていない点には留意が必要です。また、①、③については、ある程度サービスの範囲が明確であるといえますが、②と④、特に④については、文言上⁷かなり広範なサービスが含まれる可能性があり、外延が明確ではないため、今後ガイドライン等による明確化が期待されるところです。

2. 改正省令案を踏まえた規律の内容

対象事業者は、利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備（PC等）に記録された利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信する旨を指令する通信（以下「情報送信指令通信」といいます。）を行おうとするときは、**総務省令で定めるところにより**（以下「通知等の方法」といいます。）、送信される利用者情

⁶ 電気通信事業を営む者のうち、電気通信回線設備（光ファイバや携帯電話基地局等）を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない事業（典型的には、オンラインショッピングモールやオンラインストレージサービス）を言います。法に基づく登録・届出は不要であり、また、検閲の禁止と通信の秘密の保護等に係る規制を除き（法164条3項）、法の規律の対象外です（法164条1項3号）。なお、改正法で一部の大規模な検索・SNSサービス事業者等が第3号事業者から除外され、電気通信事業者としての届出又は登録を要することになりましたが、詳細は前記脚注1「電気通信事業法改正法案—利用者情報に関する規律を中心に—」をご参照ください。

⁷ 「不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの」（改正省令案22条の2の27第4号）。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

報の内容、送信先となる電気通信設備その他の**総務省令で定める事項**（以下「通知等事項」といいます。）を、利用者に通知し、又は、利用者が容易に知り得る状態に置く（公表等）必要があります。

このうち、改正省令案では、通知等の方法について、以下のとおり規定されています（改正省令案 22 条の 2 の 28）。

措置の種類	求められる内容
通知・公表等に共通	<ul style="list-style-type: none"> 日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いる 操作を行うことなく、文字が適切な大きさで表示される 利用者が通知等事項を容易に確認できるようにする
通知する場合の方法	<ul style="list-style-type: none"> 通知等事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL 等）を即時に（ポップアップ等により）表示する 上記と同等以上に利用者が容易に認識できるようにする
公表等の場合の方法	<ul style="list-style-type: none"> 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する 情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において通知等事項を表示する 上記と同等以上に利用者が容易に到達できるようにする

また、改正省令案では、通知等事項について、以下のとおり規定されています（改正省令案 22 条の 2 の 29）。

- ①送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- ②情報の送信先となる電気通信設備を用いて情報を取り扱う者の氏名・名称
- ③送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

このうち③については、利用者情報の送信元における利用目的なのか、送信先における利用目的なのか文言上明確ではありませんが、送信元・送信先双方の利用目的が想定されていると考えられます⁸。

但し、以下の情報については、例外的に利用者への通知等が不要とされています（法 27 条の 12 各号）。

- ①当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして**総務省令で定める情報**（1号）
- ②当該電気通信事業者又は第 3 号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号⁹であって、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第 3 号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの¹⁰（2号）

⁸ プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第 18 回資料 1 の総務省令案では「情報の送信先における利用目的」とされ、送信先であることが明記されていましたが、改正省令案では「情報の利用目的」となっており、「送信先における」が削除されています（同グループ第 19 回参考資料 1 参照）。これは、送信先に限定しないことを意図した修正と考えられます。

⁹ 電気通信事業者又は第 3 号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいいます。

¹⁰ ウェブサイトの管理者・運営者が発行しているファーストパーティクッキーであって、第三者のサー

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- ③当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報（3号）
- ④オプトアウト措置（総務省令で定める事項¹¹について利用者が容易に知り得る状態に置くことが条件）がなされている情報¹¹（4号）

①の総務省令で定める情報について、改正省令案では、符号、音響、影像を適正に表示するために必要な情報（OS 情報、画面設定情報、言語設定情報等）その他電気通信サービスの提供のために真に必要な情報、入力した情報の保持等に必要な情報、認証に必要な情報、セキュリティ対策に必要な情報、ネットワーク管理に必要な情報等が規定されています（改正省令案 22 条の 2 の 30 各号）。

④の総務省令で定める事項については、オプトアウト措置を講じている旨、その内容、オプトアウトの求めを受け付ける方法等が規定されています（改正省令案 22 条の 2 の 31 各号）。

3. 実務上の対応

上記 1. のとおり、利用者情報の外部送信規律は、登録・届出が必要な電気通信事業者以外の第 3 号事業者にも一定の範囲で適用されます。改正省令案の文言では、いまだ適用対象が一義的に明らかではないと考えられますが、いずれにせよ、登録・届出が必要ではない事業者だとしても、ウェブサイトやアプリを通じてサービスを提供している事業者がこの規律が適用される可能性があることに留意する必要があります。

但し、この規律の適用対象になるとしても、利用者情報（サービス利用に必要な情報等を除く）の外部送信にあたって実施が必要なことは、(1) 必要な事項を通知又は公表等する、(2) 利用者の同意を得る、(3) オプトアウト措置のいずれかとなるところ、実務上、多くの事業者は、最も負担が軽いと思われる (1) 通知又は公表等の実施により対応することが想定されます。

今日では、日本の個人情報保護法への対応又はグローバルな個人情報保護法制（例えば欧州の e プライバシー指令に基づく各国法及び GDPR 等）への対応として、プライバシーポリシー等を定めるにあたって、いわゆる Cookie ポリシーを策定・公表している（又はクッキー同意管理ツールを活用するなどして Cookie の利用についてオプトイン同意を取得したり、オプトアウトができるようにしている）事業者も増えていられると思われませんが、それによって既に改正法に対応できている場合もあると考え

パ等には情報を送らないものが想定されていると考えられます（2022 年 2 月 18 日付「電気通信事業がパナンス検討会 報告書」54 頁脚注 80 参照）

¹¹ 法文の文言としては以下のとおりです。

「当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報

イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。

(1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
(2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の**総務省令で定める事項**について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。」

データ・セキュリティ NEWSLETTER

られます。このように、利用者情報の外部送信規律は、適用されるとして、事業者に大きな負担を課す規律ではないという評価も可能です。

したがって、自社のサービスが利用者情報の外部送信規律の適用対象になるかどうか（改正省令案 22 条の 2 の 27 各号に該当するかどうか）判断が付かない場合は、該当し得ることを前提に、Cookie ポリシーを通じて通知・公表等を実施することで改正法に対応することも選択肢の一つと考えられます。

V. その他の改正事項

1. 事業者間連携によるサイバー攻撃対策

電気通信事業者がサイバー攻撃への対応を共同して行うことを目的として、サイバー攻撃の送信元情報の共有等の業務を行う第三者機関（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会¹²）が対処すべき「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」について、従来は設備攻撃（DDoS 攻撃等）のみが規定されていたところ、改正法によって、新たに攻撃先設備探査が追加されました（法 116 条の 2 第 1 項第 1 号口）。改正省令案では、いわゆるポートスキャン¹³と呼ばれるスキャン行為が攻撃先設備探査として規定されています（改正省令案 40 条の 8 の 2）。

2. 重大事故報告の拡大

電気通信事業者¹⁴は、電気通信業務に関し通信の秘密を漏洩したときその他総務省令で定める重大な事故が生じたとき等は、その旨を理由又は原因とともに、遅滞なく報告しなければなりません。改正法では、通信の秘密の他、特定利用者情報の漏えいが生じたときにも報告が必要となり、また、報告対象となる重大事故の「おそれ」があると認められる事態として総務省令で定める事由が生じた場合にも、報告が必要となります（法 28 条 2 項）。

今回公表された改正省令案では、28 条 2 項に基づく規定はありません。公開されている資料¹⁵によれば、現在検討中であり、来年 6 月までに総務省令を制定・公布する予定とのことです。

¹² 一般社団法人 ICT-ISAC が認定されています。

¹³ サイバー攻撃に先立って、攻撃対象となる電気通信設備に対して、特定のペケットを送信し、それに対する応答や振る舞いを調べることで、外部からアクセス可能なポート（侵入口）を探し出す行為のことをいいます。

¹⁴ 重大事故報告の報告義務の対象はあくまで法に規定する「電気通信事業者」であり、上記Ⅳ.の利用者情報の外部送信に関する規制と異なり、登録・届出が不要な第 3 号事業を営む者は含まれません。

¹⁵ 電気通信事業ガバナンス検討会（第 19 回）（令和 4 年 9 月 14 日）配布資料 19-4「重大事故等のおそれのある事態の報告等に関する規律の詳細の検討状況」

データ・セキュリティ NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『改正個人情報保護法を踏まえたグローバルデータ侵害（漏えい等）の実務対応～増加傾向にあるサイバー攻撃に備えて、押さえておくべき実務内容を解説～』
視聴期間 2022年10月3日（月）10:00～2022年11月4日（金）17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務』
視聴期間 2022年10月3日（月）10:00～2022年11月4日（金）17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『150分でもっとわかる！個人情報保護法入門』
開催日時 2022年10月19日（水）14:30～16:30
講師 蔦 大輔
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『グローバル（欧米・アジア／BRICs）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』
開催日時 2022年10月20日（木）12:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社情報機構

- セミナー 『コネクテッドカーのサイバーセキュリティ対策～今とこれから～』
開催日時 2022年10月25日（火）14:00～16:00
講師 佐藤 典仁、蔦 大輔
主催 株式会社イード

- セミナー 『無線従事者フォローアップ研修 放送事業研修コース（令和4年度）「サイバーセキュリティ基本法」』
開催日時 2022年10月27日（木）15:00～16:30
講師 蔦 大輔
主催 公益財団法人日本無線協会

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- セミナー 『アドテクノロジーの導入及び第三者提供を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新法改正と近時の解釈動向を踏まえた～』
開催日時 2022年10月31日(月) 14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『グローバル(欧米・アジア/BRICs)データ保護規制の要点比較と最新実務対応』
開催日時 2022年11月9日(水) 14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『サイバー攻撃の脅威と製造業におけるサイバーセキュリティ対策』
開催日時 2022年11月14日(月) 13:30～15:00
講師 蔦 大輔
主催 中部インダストリアル・エンジニアリング協会

- セミナー 『サイバーインシデント対応の法律実務最前線 (SecurityBLAZE2022)』
開催日時 2022年11月17日(木) 16:00～16:30
講師 蔦 大輔
主催 株式会社網屋

- セミナー 『グローバル(欧米・アジア/BRICs)データ保護規制の要点比較と最新実務対応』
開催日時 2022年12月7日(水) 14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『サイバーセキュリティの関連法令～事業経営に本当に生きる法的知識の学び方～』
開催日時 2022年12月8日(木) 19:00～21:00
講師 蔦 大輔
主催 東京工業大学社会人アカデミー

データ・セキュリティ NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「Getting the Deal Through - Technology Disputes - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through – Technology Disputes
著者 田中 浩之、増田 雅史、松本 亮孝

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2022 - Thailand Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2022 9th Edition
著者 岡田 淳、プラーナット・ラオハパイロート

- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第9回） インシデント対応(1)——個人データの漏えい等報告をめぐる論点」
掲載誌 NBL No.1222
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史

- 論文 「Data Localization Laws: Japan」
掲載誌 Practical Law
著者 田中 浩之、蔦 大輔、嶋村 直登

- 論文 「<特集 1 コンプライアンス・ナビゲーター規制対応の見極め> 個人情報保護法から読み解く データコンプライアンス」
掲載誌 ビジネス法務 2022年9月号
著者 小川 智史

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 (25) プライバシー問題への取組みとは？」
掲載誌 会社法務 A2Z 2022年8月号
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 (26) 最終回 通信の秘密と個人情報保護」
掲載誌 会社法務 A2Z 2022年9月号
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- 論文 「The Pharmaceutical Intellectual Property and Competition Law Review 3rd Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Pharmaceutical Intellectual Property and Competition Law Review 3rd Edition
著者 岡田 淳
- 論文 「Getting the Deal Through: Drone Regulation 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through: Drone Regulation 2023
著者 林 浩美
- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第 10 回） インシデント対応(2)」
掲載誌 NBL No.1226
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史
- 論文 「＜知財判例速報＞特許権侵害と属地主義の原則—FC2 動画事件 東京地判令和 4 年 3 月 24 日」
掲載誌 ジュリスト No.1576
著者 田中 浩之
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制(1) 総論① 対応の必要性」
掲載誌 会社法務 A2Z 2022 年 10 月号
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、城戸 賢仁
- 論文 「Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2023
著者 浦岡 洋、岡田 淳

NEWS

- **The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™にて高い評価を得ました**
Best Lawyers®による、The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Corporate and Mergers and Acquisitions Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。
なお、Privacy and Data Security Law 分野では、飯田 耕一郎弁護士、北山 昇弁護士が The Best Lawyers in Japan™に、芳野 涼弁護士が Best Lawyers: Ones to

データ・セキュリティ NEWSLETTER

Watch in Japan™に選出されております。

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific 2022** において高い評価を得ました
Euromoney が発行する Benchmark Litigation Asia-Pacific 2022 年版において、当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）がすべての分野において高い評価を受けております。さらに当事務所の2名の弁護士が高い評価を受けております。

- **IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2022** にて高い評価を得ました
IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2022 において当事務所は Gold Band の評価を受け、litigation 及び transactions の分野で最上位グループにランキングされました。また、当事務所の以下の弁護士も各分野で高い評価を受けました。
Individuals: litigation
三好 豊、小野寺 良文、岡田 淳
Individuals: transaction
岡田 淳

- **岡田 淳 弁護士、パヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2022** に選出されました
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB（Asian Legal Business）Asia 2022 年7・8月合併号にて、岡田 淳 弁護士及びパヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2022 に選出されました。

- **IFLR1000's 32nd edition** にて高い評価を得ました
当事務所と当事務所の弁護士が日本において高い評価を受けております。さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、シンガポール及びベトナムにおいても複数の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

- **asialaw 2023, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers** にて高い評価を得ました
当事務所は asialaw 2023, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて Outstanding として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が複数の分野及び業種において高い評価を得ております。さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、ベトナムにおいても同様

データ・セキュリティ NEWSLETTER

に高い評価を得ております。

- **Who's Who Legal: Japan 2022 にて当事務所の弁護士が選出されました**
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2022 にて、当事務所の弁護士が複数の分野にて National Leader に選出されました。
なお、Data 分野では、小野寺 良文弁護士、増島 雅和弁護士、田中 浩之弁護士、松本 亮孝弁護士が National Leader に選出されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com